

労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令案（概要）

1 趣旨

労働契約法の一部を改正する法律（平成24年法律第56号）の施行に伴い、労働契約法（以下「法」という。）第18条第1項の通算契約期間に関する基準を定めるものである。

2 内容

I 法第18条第2項の厚生労働省令で定める基準

(1) 法第18条第2項の厚生労働省令で定める基準は、次の①から④までに掲げる無契約期間（一の有期労働契約の契約期間が満了した日とその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間がある場合の当該期間をいう。以下（1）において同じ。）に応じ、それぞれ当該①から④までに定めるものであることとする。

① 最初の雇入れの日後最初に到来する無契約期間（以下（1）において「第一無契約期間」という。） 第一無契約期間の期間が、第一無契約期間の前にある有期労働契約の契約期間（二以上の有期労働契約がある場合は、その全ての契約期間を通算した期間）に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

② 第一無契約期間の次に到来する無契約期間（以下（1）において「第二無契約期間」という。） 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ 第一無契約期間が①に定めるものである場合 第二無契約期間の期間が、第二無契約期間の前にある全ての有期労働契約の契約期間を通算した期間に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

ロ イに掲げる場合以外の場合 第二無契約期間の期間が、第一無契約期間と第二無契約期間の間にある有期労働契約の契約期間（二以上の有期労働契約がある場合は、その全ての契約期間を通算した期間）に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

③ 第二無契約期間の次に到来する無契約期間（以下（1）において「第三無契約期間」という。） 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ 第二無契約期間が②イに定めるものである場合 第三無契約期間の期間が、第三無契約期間の前にある全ての有期労働契約の契約期間を通算した期間に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

ロ 第二無契約期間が②ロに定めるものである場合 第三無契約期間の期間が、第一

無契約期間と第三無契約期間の間にある全ての有期労働契約の契約期間を通算した期間に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合 第三無契約期間の期間が、第二無契約期間と第三無契約期間の間にある有期労働契約の契約期間（二以上の有期労働契約がある場合は、その全ての契約期間を通算した期間）に二分の一を乗じて得た期間（六月を超えるときは六月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月として計算した期間とする。）未満であること。

④ 第三無契約期間後に到来する無契約期間 当該無契約期間が、①、②及び③の例により計算して得た期間未満であること。

(2) (1)により通算の対象となるそれぞれの有期労働契約の契約期間に一月に満たない端数がある場合は、これらの端数の合算については、三十日をもって一月とするものとする。

II 法第18条第2項の厚生労働省令で定める期間

法第18条第2項の厚生労働省令で定める期間は、同項の当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間（一月に満たない端数を生じたときは、これを一月として計算した期間とする。）とするものとする。

III 経過措置

I (1)の規定は、この省令の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用するものとする。

3 施行期日

労働契約法の一部を改正する法律附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年4月1日予定）

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

1 趣旨

平成23年12月の労働政策審議会の建議「有期労働契約の在り方について」では、「有期労働契約の継続・終了に係る予測可能性と納得性を高め、もって紛争の防止に資するため、契約更新の判断基準は、労働基準法第15条第1項後段の規定による明示をすることとすることが適当である。」とされたところである。

これを踏まえ、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）の改正を行うものである。

2 内容

(1) 労働条件の明示

労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項後段の規定に基づき、書面の交付の方法により明示しなければならない労働条件として、期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合においては「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」を加えるものとする。

(2) その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

3 施行期日

平成25年4月1日

有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部を改正する告示案（概要）

1 趣旨

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）の改正に伴い、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部を改正する告示（平成15年厚生労働省告示第357号）について所要の改正を行うものである。

2 内容

- （1）契約締結時の明示事項等に係る規定を削除するものとする。
- （2）その他所要の規定の整備を行うものとする。

3 施行期日

平成25年4月1日